

自筆証書遺言書保管制度

～あなたの大切な遺言書を
法務局（遺言書保管所）が預かってくれます～

Q 自筆証書遺言保管制度とは？ なぜこの制度が必要なの？

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれが指摘されています。

そこで、自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、自筆証書遺言保管制度が創設されました。

高齢化の進展とともに、「終活」等が浸透しつつあると言われています。ご自身の財産をご家族等へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討されるに当たっては、本制度をご活用してみたいはいかがでしょうか。

※ この制度をご利用された場合には、ご家族のどなたかにその旨お伝えになると、相続開始後の証明書の請求等の手続もスムーズに行われます。

- × 相続人に発見されないことがある
- × 改ざんされるおそれがある

主に遺言書作成後の管理に
起因するトラブル

解決策

法務局（遺言書保管所）が
遺言書を保管する制度

Q 公正証書遺言と自筆証書遺言の違いは？

遺言書としてよく使われる **公正証書遺言**と **自筆証書遺言**は次のような違いがあります。

	公正証書遺言（民法 969 条）	自筆証書遺言（民法 968 条）	
		遺言書保管制度あり	遺言書保管制度なし
作成方法	○公証人関与の下、2人以上の証人が立ち会って行います。 ○公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行います。 ○遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できます。	○遺言者本人（15歳以上）が 遺言書の全文 （財産目録を除く。）、 日付及び氏名を自書さえできれば 一人で作成することができます。 ○証人は不要です。	
保管方法	○原本は公証役場において厳重に保管されます。	○ 法務局（遺言書保管所）で預かり、厳重に保管されます。	○適宜の方法で保管します。
費用（※）	○財産の価格に応じた手数料がかかります。	○保管申請手数料は 3,900 円です。	○不要
家庭裁判所の検認	○ 不要	○ 不要	○必要
死亡時の通知制度	○なし	○ あり	○なし

※ 司法書士等の専門家に手続を依頼した場合は、**別途報酬**が必要です。

自筆証書遺言保管制度の相談・手続は、

かつむら司法書士・行政書士事務所

〒410-2318 静岡県伊豆の国市白山堂 408 番地の 18

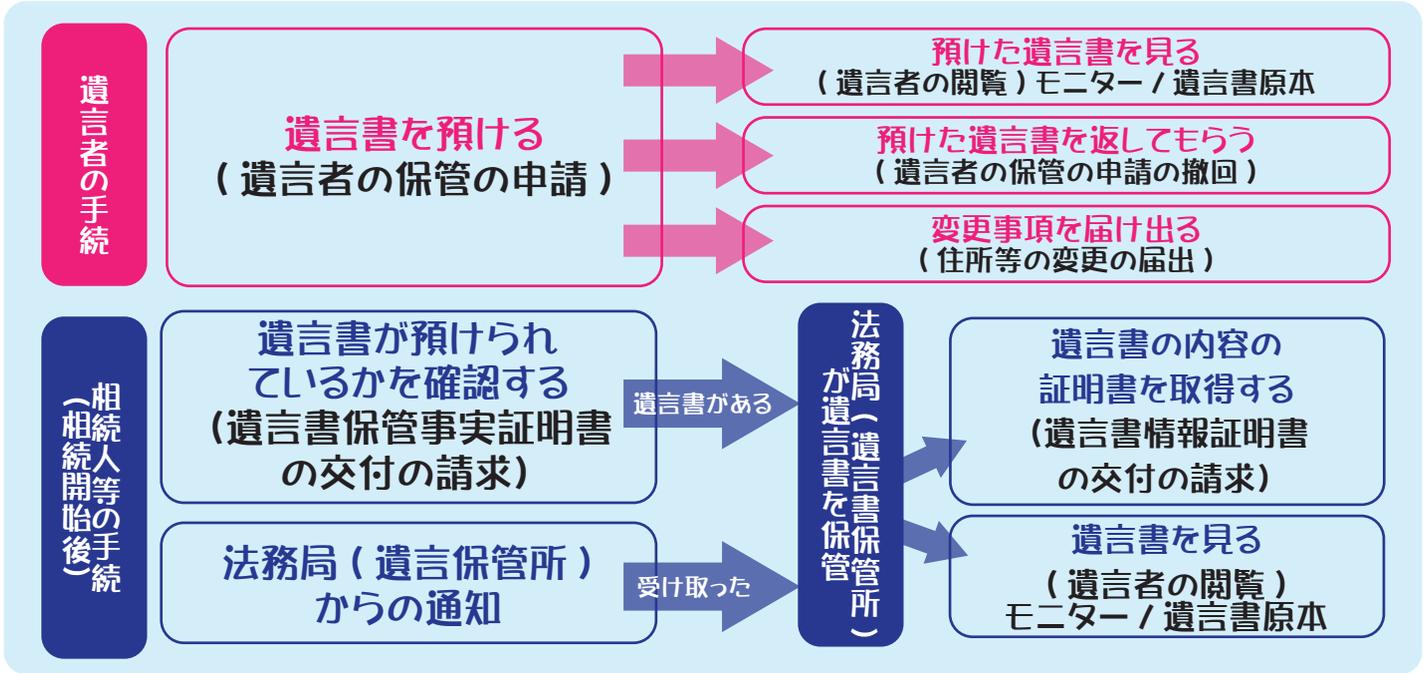
司法書士 行政書士 勝村宏樹

TEL : 0558-76-6131 FAX : 0558-76-6132

email : info@ksgoffice.jp HP : https://ksgoffice.jp/



自筆証書遺言書保管制度の主な手続



遺言書の様式の注意事項 (内容等は、必ず専門家に相談しましょう。)

自筆証書遺言書保管制度で預かる遺言書の形式面での注意事項です。遺言書保管所においては、遺言の内容についての審査はしていません。遺言の内容等についてご不明な点がある場合は、弁護士、司法書士等の法律の専門家にあらかじめ相談してください。

財産の特定のためには、遺言書に財産目録を添付したほうが確実です。

推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者)には「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。
※推定相続人に対して、財産を「相続させる」旨の遺言をする場合は、遺言書の保管申請書の受遺者等、遺言執行者等欄に受遺者として、記載する必要はありません。
※推定相続人に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の受遺者等・遺言執行者等欄に受遺者として、その氏名等を記載します。

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく「遺贈する」と記載します。
※推定相続人以外の者に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の受遺者等、遺言執行者等欄に受遺者として、その氏名等を記載します。

遺言執行者については、推定相続人であっても遺言書の保管申請書の受遺者等、遺言執行者等欄にその氏名等を記載します。

署名+押印が必要です。押印は、認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

遺言者の氏名は、**住民票や戸籍の記載どおりに記載してください。**
※ペンネーム等の公的書類から確認できない記載では、預けられません。

(自書によらない財産目録の例)

通帳やカードのコピーを財産目録として添付するときは、銀行名、支店名、口座名義、口座番号等が読み取れるようにページをコピーします。

不動産の場合には、所在、地番・家屋番号等により特定できれば、登記事項証明書の一部分やコピーを財産目録として添付してもかまいません。
※別紙1は、登記情報提供サービス(https://www1.touki.or.jp)を利用して印刷した例です。
※縮小コピーでも差し支えありません。

別紙2

別紙1

文字の変更・追加がある場合は、その場所が分かるように明示して、変更・追加の旨を付記して署名し、変更・追加した場所に押印をする必要があります。
※変更・追加等がある場合には、書き直すことをおすすめします。
※修正テープ、修正インクで修正しないでください。

作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。「〇年〇月吉日」などの記載は不可です。

●用紙は、A4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。

●財産目録以外は**全て自書**する必要があります。

●長期間保存しますので、ボールペン等の容易に消えない筆記具を使ってください。

●**余白を必ず確保し**、ページ数や変更・追加の記載を含めて、**余白部分には何も記載しないでください。**

●片面のみを使用し、**裏面には何も記載しないでください。**契印も不要です。

●用紙は、A4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。

●ページ数の記載や変更の記載を含めて、**余白部分には何も記載しないでください。**

●**裏面には何も記載しないでください。**契印も不要です。

●平成31年1月12日以前に作成した遺言書の場合、財産目録も自書である必要があります。

